平成26年度の

国民健康保険税率等を改正します

問/保険年金課 ☎463-0283

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに、安心して医療にかかることができるように、診療費の一部を保険給付する制度です。その財源は、加入者が負担する保険税と、国・県の負担金などで賄われています。

本市の国民健康保険は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加、景気の低迷などによる保険税収入の減少等の影響、また、これまで一般会計からの財政支援を受け運営してきましたが、財政支援にも限りがあり、大幅な財源不足が生じることから、やむをえず平成26年度の保険税について税率等の引き上げを行わせていただくこととなりました。

今後においても、加入者の皆さんが安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

	所得割		資産割		均等割		平等割		賦課限度額	
区分	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26	H25	H26
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
医療保険分	7.5%	7.7%	33.0%	33.0%	12,000円	12,000円	14,000円	14,000円	47万円	51万円
後期高齢者 支援分	0.9%	2.0%	1	_	7,000円	9,000円	_	_	12万円	14万円
介護保険分	0.9%	1.7%	_	_	9,000円	9,000円	_	_	9万円	12万円

(改正箇所:太文字)

国民健康保険税5割・2割軽減の対象世帯が拡大されます

国では医療保険制度改革の一環として、平成26年度に低所得者の負担軽減措置を拡充することになり、朝霞市でも軽減措置を拡充します。

① 5割軽減 現行では二人世帯以上が対象でしたが、改正により単身世帯についても対象となるとともに、軽減対象となる所得基準額も引き上げとなります。

(現 行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)

(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数

② |2割軽減 |軽減対象となる所得基準額が引き上げとなります。

(現 行)基準額 33万円+35万円×被保険者数

(改正後) 基準額 33万円+45万円×被保険者数

国民健康保険説明会 ~国民健康保険税について~

平成26年度から国民健康保険税の税率等を改正します。その内容について、市民の皆さんに直接説明させていただくために、次のとおり説明会を開催します。

①**日時** / 5月17日出 午後2時~3時30分(受付開始 午後1時30分)

会場/中央公民館・コミュニティセンター

②**日時** / 5月23日 😩 午前10時~11時30分(受付開始 午前9時30分)

会場/産業文化センター

内容/国民健康保険の財政状況と改正後の国民健康保険税について(①②両日とも同じ内容です)

※国民健康保険税の算出についての説明も行います。詳しい試算金額の算出をご希望の方は、加入者全員の平成25年中の所得額および平成26年度朝霞市固定資産税額がわかる資料(源泉徴収票、確定申告書の写し、固定資産税納税通知書等)をお持ちください。

対象/どなたでも 定員/会場の都合上、定員を60人とさせていただきます。

申込方法/事前予約不要、当日直接会場へ